

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 252.6 ha	<p>中原区井田 2 丁目地内において、箇所番号 2 6、2 7 及び 2 9 を廃止する。</p> <p>中原区下小田中 1 丁目地内において、箇所番号 7 6、7 7、7 8 及び 7 9 を廃止する。</p> <p>高津区宇奈根地内において、箇所番号 1 4 を廃止する。</p> <p>高津区梶ヶ谷 5 丁目地内において、箇所番号 2 4 を廃止する。</p> <p>高津区梶ヶ谷 6 丁目地内において、箇所番号 2 6 を廃止する。</p> <p>高津区上作延 3 丁目地内において、箇所番号 3 3 を廃止する。</p> <p>高津区上作延 1 丁目地内において、箇所番号 3 6 を廃止する。</p> <p>高津区久地 4 丁目地内において、箇所番号 8 8 を廃止する。</p> <p>高津区下作延 5 丁目地内において、箇所番号 1 0 5 を廃止する。</p> <p>高津区溝口 1 丁目地内において、箇所番号 1 4 3 を廃止する。</p> <p>高津区明津地内において、箇所番号 1 6 0 を廃止する。</p> <p>高津区蟹ヶ谷地内において、箇所番号 1 6 2 を廃止する。</p> <p>高津区久末地内において、箇所番号 2 5 5 及び 2 8 1 を廃止する。</p> <p>高津区上作延 4 丁目地内において、箇所番号 3 5 5 を廃止する。</p> <p>宮前区有馬 3 丁目地内において、箇所番号 1 1 を廃止する。</p> <p>宮前区潮見台地内において、箇所番号 1 5 3 を廃止する。</p> <p>宮前区神木本町 3 丁目地内において、箇所番号 1 7 8 を廃止する。</p> <p>宮前区菅生 1 丁目地内において、箇所番号 1 8 8 及び 1 9 6 を廃止する。</p> <p>宮前区土橋 1 丁目地内において、箇所番号 2 8 3 を廃止する。</p> <p>宮前区土橋 3 丁目地内において、箇所番号 2 9 4 及び 2 9 5 を廃止する。</p> <p>宮前区土橋 6 丁目地内において、箇所番号 3 0 2 を廃止する。</p> <p>宮前区土橋 7 丁目地内において、箇所番号 3 0 6 を廃止する。</p> <p>宮前区西野川 1 丁目地内において、箇所番号 3 2 7 を廃止する。</p> <p>宮前区西野川 3 丁目地内において、箇所番号 3 9 3 及び 3 9 4 を廃止する。</p> <p>宮前区東有馬 1 丁目地内において、箇所番号 4 9 6 を廃止する。</p> <p>多摩区生田 2 丁目地内において、箇所番号 1 5 及び 2 0 を廃止する。</p> <p>多摩区菅 5 丁目地内において、箇所番号 1 0 2 を廃止する。</p> <p>多摩区菅北浦 2 丁目地内において、箇所番号 1 3 5 を廃止する。</p> <p>多摩区長沢 3 丁目地内において、箇所番号 2 5 1 及び 2 5 3 を廃止する。</p> <p>多摩区登戸地内において、箇所番号 3 4 2、5 4 3 及び 5 5 8 を廃止する。</p> <p>多摩区柘形 4 丁目地内において、箇所番号 3 7 7 を廃止する。</p> <p>多摩区南生田 2 丁目地内において、箇所番号 4 1 4 を廃止する。</p>

面 積	備 考
約 252.6 ha	<p>多摩区南生田5丁目地内において、箇所番号434を廃止する。 多摩区南生田6丁目地内において、箇所番号435を廃止する。 多摩区中野島地内において、箇所番号558を廃止する。 麻生区王禅寺東1丁目地内において、箇所番号4を廃止する。 麻生区片平4丁目地内において、箇所番号54を廃止する。 麻生区上麻生7丁目地内において、箇所番号92を廃止する。 麻生区下麻生2丁目地内において、箇所番号204を廃止する。 麻生区千代ヶ丘8丁目地内において、箇所番号264を廃止する。 麻生区千代ヶ丘9丁目地内において、箇所番号267及び270を廃止する。</p> <p>麻生区東百合丘1丁目地内において、箇所番号278を廃止する。 麻生区細山8丁目地内において、箇所番号319を廃止する。 麻生区向原1丁目地内において、箇所番号422を廃止する。 中原区井田2丁目地内において、箇所番号23を縮小する。 中原区下小田中6丁目地内において、箇所番号120を縮小する。 中原区下小田中2丁目地内において、箇所番号154を縮小する。 高津区上作延5丁目地内において、箇所番号64を縮小する。 高津区北見方1丁目地内において、箇所番号80を縮小する。 高津区二子3丁目地内において、箇所番号131を縮小する。 宮前区神木本町3丁目地内において、箇所番号175を縮小する。 宮前区菅生6丁目地内において、箇所番号230を縮小する。 宮前区土橋6丁目地内において、箇所番号303を縮小する。 宮前区西野川1丁目地内において、箇所番号333を縮小する。 宮前区野川本町3丁目地内において、箇所番号369を縮小する。 宮前区南野川1丁目地内において、箇所番号417を縮小する。 宮前区東有馬1丁目地内において、箇所番号507を縮小する。 宮前区東有馬2丁目地内において、箇所番号525を縮小する。 宮前区東有馬3丁目地内において、箇所番号545を縮小する。 宮前区東有馬5丁目地内において、箇所番号573、574及び575を縮小する。</p> <p>宮前区馬絹2丁目地内において、箇所番号590を縮小する。 宮前区水沢2丁目地内において、箇所番号614を縮小する。 多摩区生田8丁目地内において、箇所番号33を縮小する。 多摩区栗谷3丁目地内において、箇所番号58を縮小する。 多摩区宿河原3丁目地内において、箇所番号78を縮小する。 多摩区菅5丁目地内において、箇所番号100を縮小する。 多摩区菅稲田堤3丁目地内において、箇所番号125を縮小する。 多摩区長沢1丁目地内において、箇所番号240及び529を縮小する。</p> <p>麻生区王禅寺東5丁目地内において、箇所番号15を縮小する。 麻生区栗木3丁目地内において、箇所番号387及び394を縮小</p>

	<p>する。</p> <p>高津区末長 1 丁目地内において、箇所番号 1 9 5 を拡大する。</p> <p>高津区上作延 1 丁目地内において、箇所番号 3 2 6 を拡大する。</p> <p>高津区千年地内において、箇所番号 3 8 4 を拡大する。</p> <p>多摩区菅馬場 2 丁目地内において、箇所番号 1 7 6 を拡大する。</p> <p>幸区鹿島田 2 丁目地内において、箇所番号 1 5 を追加する。</p> <p>高津区新作 1 丁目地内において、箇所番号 4 1 7 を追加する。</p> <p>高津区梶ヶ谷 5 丁目地内において、箇所番号 4 1 8 を追加する。</p> <p>宮前区平 2 丁目地内において、箇所番号 8 0 8 を追加する。</p> <p>多摩区菅仙谷 1 丁目地内において、箇所番号 5 9 4 を追加する。</p> <p>多摩区西生田 3 丁目地内において、箇所番号 5 9 5 を追加する。</p> <p>麻生区白鳥 4 丁目地内において、箇所番号 4 6 2 を追加する</p>
	<p style="text-align: center;">合計箇所 1,606</p>

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成30年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、基本施策の一つであるみどりの空間づくりに位置付けられております。また、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する市街化区域内の一団の優良な農地について、生産緑地地区への指定を推進し、長期的な保全を図るとともに、緑地・環境、福祉・教育、レクリエーション、防災などの多面的な機能を評価・活用した様々な施策を継続して推進し、多様な主体との連携による活用を図ることとしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の区域の追加及び拡大をするものです。

また、指定から30年経過あるいは、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなったことを理由とし、市への買取りの申し出及び他の農業従事者への斡旋がなされましたが、所有権移転が行われなかったため、行為制限が解除されたものや、公共施設等の敷地の用に供されたものについて、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。